



2024年5月22日

各位

上場会社名 株式会社京写
代表者 代表取締役社長 児嶋 一登
(コード番号 6837)
問合せ先責任者 取締役 常務執行役員 経営管理本部長
平岡 俊也
(TEL 075-631-3193)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更 及び役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月21日開催予定の第66回定時株主総会で承認可決されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決定するとともに、当該定時株主総会において、定款の一部変更及び監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名及び監査等委員である取締役3名の選任を付議することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

今般、当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

(2) 移行の時期

2024年6月21日開催予定の第66回定時株主総会において、必要な定款変更等の議案についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い必要となる、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- ② 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月21日(金)(予定)

定款変更の効力発生日 2024年6月21日(金)(予定)

3. 役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者

(2024年6月21日開催予定の第66回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
児嶋 一登	代表取締役社長	同 左
児嶋 淳平	取締役	同 左
平岡 俊也	取締役	同 左
山口 泰司	取締役	新 任
日比 利雄	社外取締役	同 左
森 清隆	社外取締役(独立)	新 任

新任取締役候補

取締役	山口 泰司 <small>やまぐち ひろし</small>	生年月日 1962年4月6日生
<職歴>	1993年10月 当社入社	
	2007年2月 品質保証部門 ゼネラルマネジャー	
	2009年3月 京写広州 技術部 部長	
	2014年4月 京写広州 副総経理	
	2017年8月 京写広州 董事	
	2020年4月 京写広州 副董事長	
	2020年7月 京写広州 董事長	
	2022年6月 執行役員 京写広州 董事長	
	2023年4月 執行役員 京写広州 董事長 兼 生産本部 副本部長 (海外担当)(現任)	
社外取締役	森 清隆 <small>もり きよたか</small>	生年月日 1956年3月7日生
<職歴>	1992年11月 (株)キョウデン入社	
	1997年4月 同社事業推進本部長	
	2002年6月 同社執行役員	
	2009年6月 同社取締役	
	2018年4月 同社代表取締役社長	

(2) 監査等委員である取締役の候補者

(2024年6月21日開催予定の第66回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
奥田 茂	取締役 監査等委員	監査役
高岡 謙次	社外取締役 監査等委員 (独立)	社外監査役 (独立)
松阿彌 初美	社外取締役 監査等委員 (独立)	社外監査役 (独立)

(3) 退任予定の取締役・監査役

(2024年6月21日開催予定の第66回定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
飯島 貞利	社外取締役 (独立)
桃井 茂	監査役

以上

別紙

(下線部分は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会及び</u>会計監査人を置く。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社に、<u>10名以内</u>の取締役を置く。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の<u>取締役は、14名以内とする。</u></p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 < 新 設 ></p> <p>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2. (条文省略)</u></p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 前項の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. (現行どおり)</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>< 新 設 ></p> <p><u>2. 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役または退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>3. 増員として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>< 新 設 ></p>	<p>4. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>5. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p>	<p>第20条 取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p>
<p>2. 取締役会の決議により、取締役相談役、取締役会長ならびに取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2. 取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役相談役、取締役会長並びに取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会)</p>	<p>(取締役会)</p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p>
<p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる</p>	<p>3. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>4. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>	<p>5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>
<p>4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>6. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>< 新 設 ></p>	<p>7. 当社は、会社法 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 22 条 当会社に、4 名以内の監査役を置く。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 23 条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 24 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p>

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 25 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>	<p>(常勤監査等委員)</p> <p>第 22 条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。</p>
<p>(監査役会)</p> <p>第 26 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会)</p> <p>第 23 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>3. 監査等委員会の決議は、議決に加わることが出来る監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>3. 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>4. 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第 6 章 取締役および監査役の責任免除</p>	<p>第 6 章 取締役の責任免除</p>
<p>(損害賠償責任の一部免除)</p>	<p>(損害賠償責任の一部免除)</p>
<p>第 27 条 当社は、取締役会の決議により、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>	<p>第 24 条 当社は、取締役会の決議により、取締役(取締役であったものを含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>
<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第 28 条～第 31 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条～第 28 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>< 新 設 ></p>	<p>第 8 章 附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</p> <p>第 29 条 令和 6 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役 (監査役であったものを含む。) の責任の免除については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 27 条の定めるところによる。</p>